

グローバル人材埼玉ネットワーク企画運営委員会設置要領

(設置)

第1条 グローバル人材埼玉ネットワーク会則第8条第2項に基づき、グローバル人材埼玉ネットワーク企画運営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ネットワークの企画運営に関すること。
- (2) その他ネットワークの運営に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員は、当分の間、埼玉県グローバル化に深く関係する別表の団体とする。

(招集)

第4条 委員会は、必要に応じて事務局が招集し、進行を務める。

- 2 委員会は、必要に応じて電子上で行うことができる。

(事務局)

第5条 事務局の運営は、埼玉県がネットワーク事業の運営を委託する財団法人埼玉県国際交流協会が行う。

附 則

- 1 この会則は、平成23年10月7日から施行する。

別表「グローバル人材埼玉ネットワーク」企画運営委員会構成団体

団体所属
埼玉県
社団法人埼玉県経営者協会
埼玉県留学生交流推進協議会（埼玉大学）
埼玉県留学生交流推進協議会（東京国際大学）
財団法人埼玉県産業振興公社
財団法人埼玉県国際交流協会